

議員提出議案第三号

文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区議会議員

金子 てるよし  
田 中 和 子  
板 倉 美千代

萬 立 幹 夫  
国府田 久美子  
島 元 雅 夫



文京区議会議長 殿

文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例

文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和四十九年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

文京区障害者等福祉手当条例

第一条中「心身に」を削り、「心身障害者等福祉手当」を「障害者等福祉手当」に改める。

第二条中「第一号又は第二号」を「第一号から第三号まで」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 精神障害者

別表知的障害者の部の次に次のように加える。

<p>精神障害者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六条第三項に規定する精神障害の程度（以下「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害の程度」という。）が二級以上のもの</p>	<p>月額 一五、五〇〇円</p>
	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害の程度が三級の者</p>	<p>月額 一三、五〇〇円</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

(文京区精神障害者福祉手当条例の廃止)

2 文京区精神障害者福祉手当条例(平成二十九年三月文京区条例第十号)は、廃止する。

(説 明)

身体、知的、精神障害の一元化の立場から、精神障害者に対しても障害者福祉手当を支給することにより、精神障害者の福祉の増進を図るため、本案を提出いたします。